

全国健康保険協会山形支部

第57回評議会

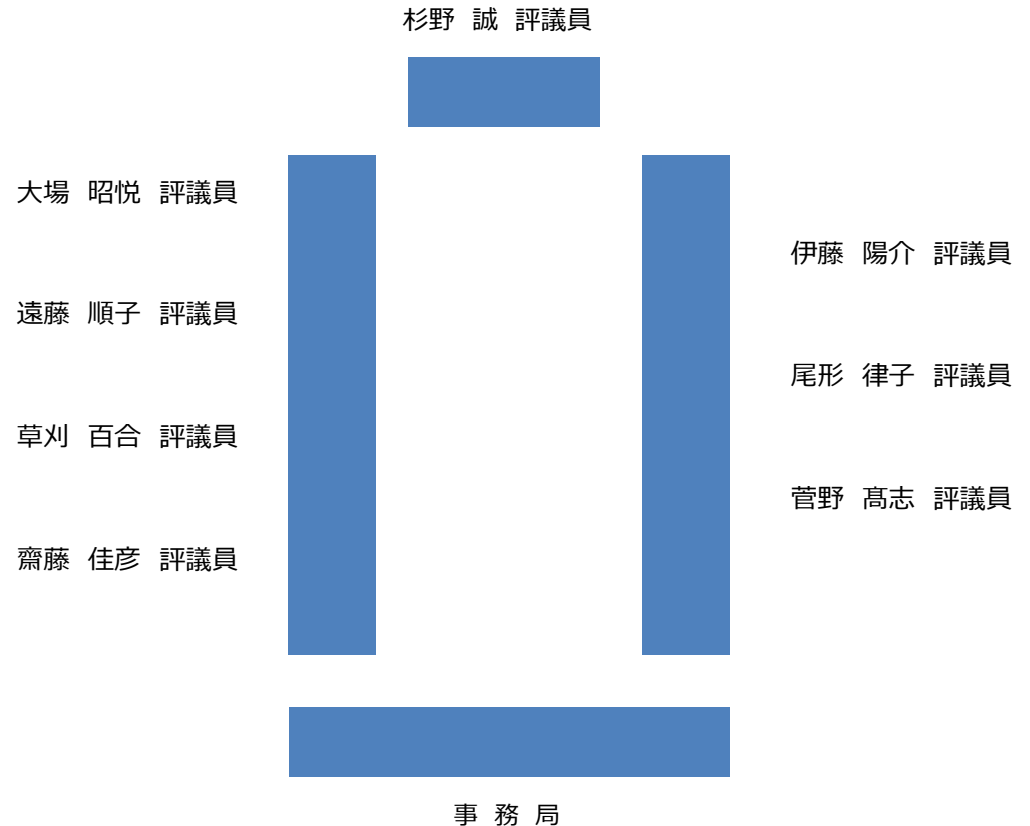
日時：令和3年1月15日（金）
午後2時～

場所：山形国際ホテル

評議員名簿 (五十音順・敬称略)

- 伊藤 陽介 (いとう ようすけ)
浜田・伊藤法律事務所 弁護士
- 遠藤 順子 (えんどう じゅんこ)
株式会社でん六 管理本部 産業カウンセラー
(全国健康保険協会山形支部健康保険委員)
- 遠藤 靖彦 (えんどう やすひこ)
遠藤商事株式会社 代表取締役社長
- 大場 昭悦 (おおば しょうえつ)
株式会社山形新聞社 取締役 総務局長
- 尾形 律子 (おがた りつこ)
株式会社小岩井ミルビ 取締役社長
- 菅野 高志 (かんの たかし)
株式会社杵屋本店 代表取締役社長
- 草刈 百合 (くさかり ゆり)
日本労働組合総連合会 山形県連合会 財政部長
- 齋藤 佳彦 (さいとう よしひこ)
一般財団法人山形市都市振興公社
総括主幹(兼)総務課課長補佐(兼)係長
(全国健康保険協会山形支部健康保険委員)
- 杉野 誠 (すぎの まこと)
国立大学法人山形大学 人文社会科学部 准教授

配席表



杉野 誠 評議員

大場 昭悦 評議員

遠藤 順子 評議員

草刈 百合 評議員

齋藤 佳彦 評議員

伊藤 陽介 評議員

尾形 律子 評議員

菅野 高志 評議員

事務局

議事次第

1. 令和3年度 山形支部健康保険料率
2. 令和3年度 山形支部事業計画（案）
3. 令和3年度 山形支部保険者機能強化予算（案）

第57回評議会でご審議・ご意見いただきたい事項

- 令和3年度山形支部健康保険料率についてご審議いただき、ご意見を賜りたい
- 令和3年度山形支部事業計画（案）についてご審議いただき、ご意見を賜りたい
- 令和3年度山形支部保険者機能強化予算（案）について、ご承認いただきたい

1. 令和3年度山形支部健康保険料率

令和3年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率
2. 保険料率の変更時期

【令和2年10～11月に開催した各支部の評議会での意見】

意見書の提出なし 6支部 (13支部)

※ () は去年の支部数

意見書の提出あり 41支部 (34支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 (山形支部含めて) 31支部 (21支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 5支部 (7支部)

③ 引き下げるべきという支部 2支部 (2支部)

④ その他 (平均保険料率に対する明確な意見なし) 3支部 (4支部)

※保険料率の変更時期について、4月納付分 (3月分) 以外の意見はほぼなし。

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であるとする。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

令和3年度健康保険料率算定の方針

1. 平均保険料率 ⇒10%を維持
2. 保険料率の変更時期
⇒令和3年4月納付（3月賦課）分から

インセンティブ反映前の山形支部の令和3年度健康保険料率見込み



【健康保険料率が上がった要因】

- 山形支部における医療給付費に対する保険料率が、今年度と比較して上昇しているため
- 令和元年度の山形支部における医療費が想定よりも多くかかったことによるマイナス精算分が増えたため

令和元年度インセンティブ制度の評価方法について

〔論点〕

- ① 令和元年度実績を令和3年度保険料率に反映する場合において、0.007%と既に定められているが、令和元年度実績には、予期できない新型コロナウイルス感染症の影響があったため、0.007%のままとしてよいか。
- ② 各評価指標の令和元年度実績を確定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、評価方法を変更する必要があるか。

【結論】

上記の論点について、運営委員及び支部評議員からいただいたご意見を踏まえ、**インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法は、前回の運営委員会で提出した事務局案により、評価する。**

<インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法>

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

令和元年度インセンティブ制度の山形支部の結果について

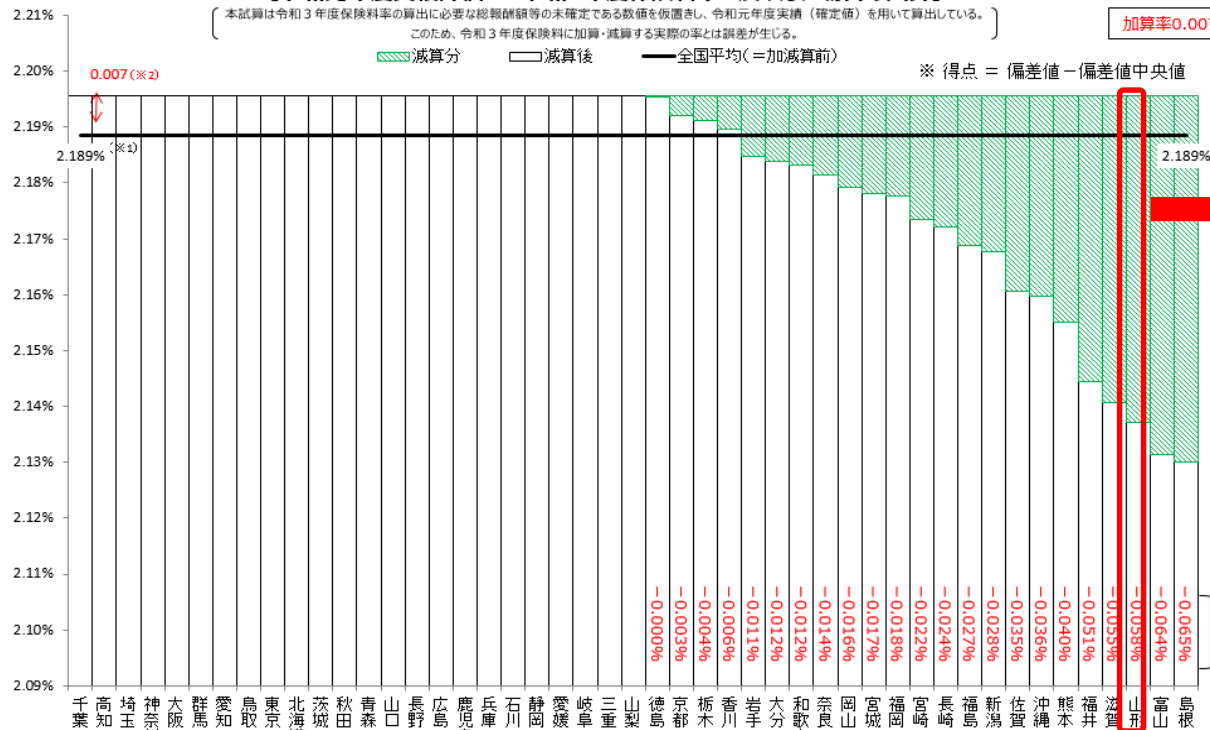
評価指標	順位（前年度順位）
【指標1】特定健診等受診率	1位（2位）
【指標2】特定保健指導実施率	29位（5位）
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	15位（39位）
【指標4】要治療者の医療機関受診率	8位（33位）
【指標5】後発医薬品使用割合	7位（5位）
総得点	3位（6位）

令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。
このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

加算率0.007



山形支部は
インセンティブを受けられる。

算出された保険料
から0.05%減算

【インセンティブ制度における 山形支部の加算額・減算額】

(百万円)

加算額	減算額	加減算額
61	511	▲450

※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

インセンティブ反映後の山形支部の令和3年度健康保険料率見込み

インセンティブ反映前	⇒	インセンティブ反映後
10.08%	-0.05%	10.03%

令和3年度 山形支部健康保険料率

令和2年度	⇒	令和3年度
10.05%	-0.02%	10.03%

○令和3年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 624 円 (313,560円 → 312,936円) の負担減
 〔月額〕 52 円 (26,130円 → 26,078円) の負担減

(注) 標準報酬月額を260,000円とした場合の負担を算出したもの

(参考) 健康保険料率の推移

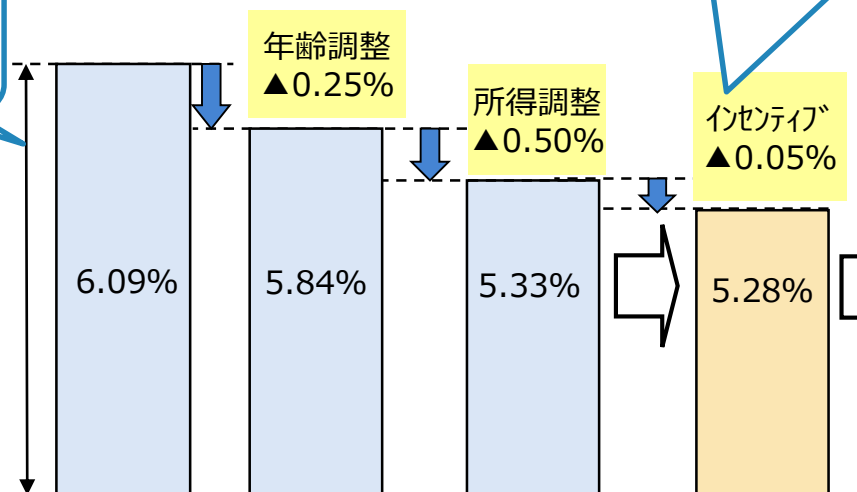
	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全国平均健康保険料率	10.00					
山形支部健康保険料率	10.00	9.99	10.04	10.03	10.05	10.03

(%)

山形支部保険料率算定イメージ図

医療給付費にかか
る保険料率が全国平均より高い

調整前の所要保険料率



R1年度インセンティブ制度で山形支部は47支部中3位となりインセンティブを受けられる (▲0.05%)

年齢調整 ▲0.25%

所得調整 ▲0.50%

インセンティブ ▲0.05%

後期高齢者支援金など
全国一律の料率
(インセンティブ分0.007%含む)

+4.71%

+

R1年度
精算分

+0.04%

最終的な
保険料率
10.03%

年齢調整：年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得調整：所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

R1年度の山形支部における医療費が想定より多くかかったことによるもの

(%)

	医療給付費についての調整前の所要保険料率	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率	インセンティブ付与後	全国一律の料率 (後期高齢者支援金など)	精算分	保険料率 (精算・特別計上等含む)
		年齢調整	所得調整					
	(a)			(a+b)	(c)		a	(c+4.71+a)
全 国	5.29 (5.27)	—	—	5.29 (5.27)	5.29 (5.27)	4.71 (4.73)	—	10.00
山 形	6.09 (6.00)	▲ 0.25 (▲0.21)	▲ 0.50 (▲0.48)	5.33 (5.31)	5.28 (5.29)		+0.04 (+0.03)	10.03 (10.05)

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

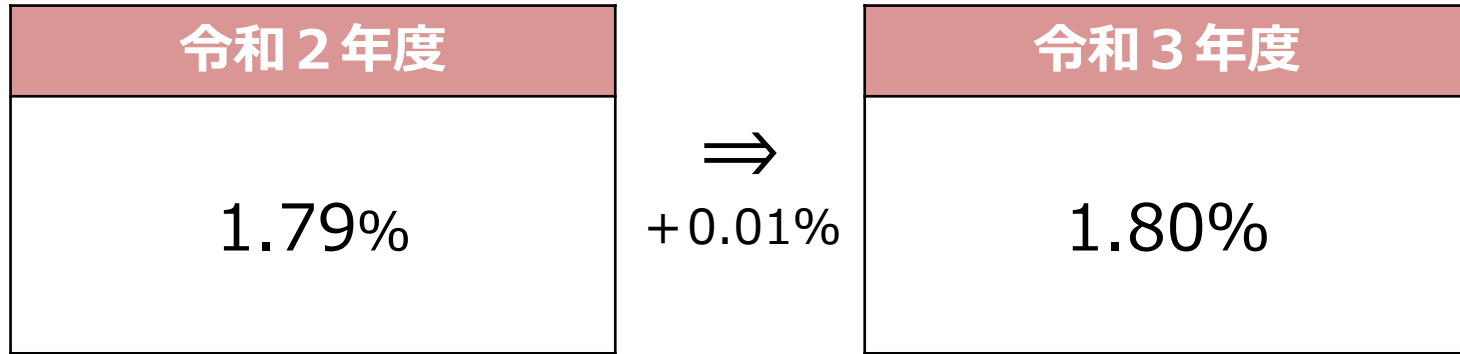
協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度 介護保険保険料率



○令和3年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕	312円（55,848円 → 56,160円）	の負担増
〔月額〕	26円（4,654円 → 4,680円）	の負担増

（注）標準報酬月額を260,000円とした場合の負担を算出したもの

○介護保険保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法第160条第16項で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

<健康保険法第160条第16項>

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/26</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【議題】 ○ 定款変更について〈付議〉 （令和3年度都道府県単位保険料率等の決定） </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 2/25 予備日 </div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/17</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【議題】 ○ 令和3年度事業計画・予算の決定 〈付議〉 </div>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">支部長からの 意見の申出</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↑</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px; background-color: #e0ffe0;"> ・ 令和3年度都道府県単位 保険料率 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> ・ 令和3年度支部事業計画 ・ 令和3年度支部保険者機 能強化予算 </div>		
その他		<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #fff9c4; display: inline-block;"> 保険料率の広報等 </div>	
(備考) 国		保険料率 の認可等	事業計画、 予算の認可等

※ 運営委員会の議題については、令和2年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

2. 令和3年度山形支部事業計画（案）

1. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組みを進める。また、健全な財政運営に努める。

(1) サービス水準の向上 ※参考資料3 分野1 - (2)

令和3年度の主な施策

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 窓口で足を運ばずとも手続きが可能となるような、質の高い広報や電話対応を行う。

令和3年度KPI

- サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- 現金給付等の申請にかかる郵送化率を97.0%以上とする。

今年度の取組み状況

【サービススタンダード達成に向けて】

- 担当者ごとに育成計画を策定、日々の業務量に対応できる能力の向上を図る
- 受付日からの経過日数について、進捗確認を徹底し、遅滞なく審査を実施

【申請書類の郵送化率目標達成に向けて】

- ホームページや各種広報において、現金給付申請書の間違が多い箇所等をわかりやすく説明

現金給付等の申請にかかる郵送化率

	令和元年度	令和2年度 (10月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	92.8% (11位)	96.9% (5位)	92.7%
協会全体	91.1%	94.7%	92%

(2) 効果的なレセプト点検の推進 ※参考資料3 分野1 - (5)

令和3年度の主な施策

- 協会システムを最大限活用した、効果的なレセプト点検を実施する。
- 定期的な研修等を実施するほか、事例の収集と活用や点検観点の共有を行い、点検員のスキルアップを図る。
- 支払基金支部との審査結果に関する協議の機会を設け、審査基準の差異にかかる議論を積極的に行い、その解消を図る。

令和3年度KPI

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- **【新】**協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

今年度の取組み状況

【レセプト点検の査定率向上に向けて】

- システムを活用した点検精度の向上
(診療報酬改定に応じた点検項目の整備、及び定期的なシステム抽出項目の更改を実施)
- レセプト点検員を対象とした学習会の実施、及び査定事例の収集と活用による点検の質的向上
- 支払基金支部との審査結果等の協議

レセプト点検の査定率 (支払基金と協会けんぽの合算)			
	令和元年度	令和2年度(10月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	0.259% (40位)	0.249% (38位)	対前年度 (0.259%) 以上
協会全体	0.362%	0.313%	対前年度 (0.362%) 以上

令和3年度の主な施策

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未返納者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 資格喪失届への保険証の添付率が低い事業所等に対し、退職時における保険証の早期回収を図るため、保険証の正しい使用に関する周知、広報を強化する。
- 弁護士名による文書催告や内容証明郵便などによる催告を積極的に実施し、債権の早期回収を図る。
- 債務者の資格情報を早期に確認し、保険者間調整を積極的に活用し確実な債権の回収に努める。

令和3年度KPI

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

今年度の取組み状況

【保険証回収率の向上に向けて】

- 保険証未返納者に対する催告文書の送付
- 「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告の実施
- 事業主を対象とした「退職者への保険証にかかる説明」に関するアンケートの実施
- アンケート結果に基づき保険証の返納に関するチラシを作成し、事業所に対し退職者への周知協力依頼を実施

【返納金債権回収率の向上に向けて】

- 文書や電話による早期対応の実施
- 医療機関に対するレセプト請求替えの協力を依頼
- 保険者間調整や法的手続きの積極的な実施

① 資格喪失後1か月以内の保険証回収率

	令和元年度	令和2年度(11月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	95.32% (11位)	96.45% (17位)	95.5%以上
協会全体	93.04%	94.45%	95.0%以上

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るもの）の回収率

	令和元年度	令和2年度(11月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	60.71% (25位)	66.72% (5位)	対前年度 (60.71%) 以上
協会全体	54.11%	37.30%	対前年度 (54.11%) 以上

2. 戦略的保険者機能関係

特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に着実に取り組み、第5期保険者機能強化アクションプランに掲げる3つの目標であるⅠ. 加入者の健康度の向上、Ⅱ. 医療等の質や効率性の向上、Ⅲ. 医療費等の適正化の実現を目指す。

(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ※参考資料3 分野2 - (2)

令和3年度の主な施策

【被保険者（本人）にかかる受診勧奨対策】

- 実施率への影響が大きい事業所や業態等を選定し効率的な受診勧奨を行う。
- 労働局と連携し事業所に対するデータ提供依頼を行う。

【被扶養者（家族）にかかる受診勧奨対策】

- 特定健診の対象となる被扶養者全員に対して受診勧奨を行う。
- 市町村が実施する集団健診において受診できなかった方等に対して、年度後半に効果的な受診勧奨を行う。

令和3年度KPI

40歳以上の健診受診対象	被保険者見込者数	167,924人
	被扶養者見込者数	47,254人
■ <被保険者> 生活習慣病予防健診	実施率	78.9%以上とする（実施見込者数：132,500人）
■ <被保険者> 事業者健診データ	取得率	10.1%以上とする（実施見込者数：17,000人）
■ <被扶養者> 特定健診	実施率	41.3%以上とする（実施見込者数：19,500人）

今年度の取組み状況

【被保険者にかかる受診率向上に向けて】

- 健診機関（10機関）による未受診事業所及び新規適用事業所への受診勧奨の実施
- 健診結果データ未提出事業所に対するデータ提供依頼を労働局との連名による文書にて実施

【被扶養者にかかる受診率向上に向けて】

- 受診券送付時に併せ、県、市町村と連携し、各市町村の集団健診日程の案内を実施
- 年度途中で加入した被扶養者に対して受診勧奨を実施

生活習慣病予防健診等 実施率

		令和元年度	令和2年度 (10月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
生活習慣病予防健診	山形支部	74.9% (1位)	50.1%	74.6%
	協会全体	52.3%	- %	55.9%
事業者健診 データ取得	山形支部	9.7% (18位)	5.1%	9.3%
	協会全体	7.6%	- %	8.0%
被扶養者 特定健診	山形支部	41.1% (1位)	18.0%	39.3%
	協会全体	25.5%	- %	29.5%

参考（インセンティブ）令和元年度実績

【指標1】特定健診等受診率

インセンティブ順位

1位

(2) 特定保健指導の実施率の向上 ※参考資料3 分野2 - (3)

令和3年度の主な施策

- 健診当日の特定保健指導実施者数拡大に向け、健診機関との連携強化を図る。
- 専門事業者による特定保健指導の実施者数の拡大を図る。
- 実施率への影響が大きい事業所などへ効果的な利用勧奨を行う。
- 情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。

令和3年度KPI

40歳以上の特定保健指導対象 被保険者見込者数 30,199人
被扶養者見込者数 1,677人

- 被保険者の特定保健指導の実施率を31.1%以上とする（実施見込者数：9,400人）
- 被扶養者の特定保健指導の実施率を10.7%以上とする（実施見込者数：180人）

今年度の取組み状況

- 健診機関による、健診当日の特定保健指導の実施
- 支部保健師・管理栄養士による、特定保健指導の実施
- 専門事業者による特定保健指導の実施

特定保健指導 実施率				
		令和元年度	令和2年度 (10月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部		24.5% (12位)	10.8%	28.1%以上
協会全体		17.7%	—	20.6%以上
被保険者 (本人)	山形支部	25.4% (13位)	11.3%	29.2%以上
	協会全体	18.0%	—	—
被扶養者 (家族)	山形支部	9.1% (26位)	3.2%	10.4%以上
	協会全体	11.8%	—	—

参考（インセンティブ）令和元年度実績

【指標2】特定保健指導の受診率	インセンティブ順位
	29位
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	インセンティブ順位
	15位

(3) 重症化予防対策の推進 ※参考資料3 分野2 - (4)

令和3年度の主な施策

【未治療者に対する重症化予防事業】

- 健診で要治療と判定された加入者のうち、健診後3か月以内に医療機関を受診しなかった方に対して受診勧奨を行う。

【糖尿病性腎症に係る重症化予防事業】

- 山形県版「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に則り、かかりつけ医との連携等による糖尿病重症化予防に取り組む。

令和3年度KPI

- 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

今年度の取組み状況

【未治療者の医療機関受診率の向上に向けて】

- 初回受診勧奨後、未受診者へ追加の勧奨を実施
- 健診受診時に高血圧者に対してリアルタイムで「医療機関受診勧奨リーフレット」の配付による受診勧奨を実施
- 血圧値、血糖値が高いワースト30の方に対して保健指導の案内を実施

【糖尿病性腎症患者への重症化予防に向けて】

- eGFR値（※）の推移で要治療と判定された対象者に対して医療機関受診勧奨を実施
（※腎臓機能を表す数値で、この値が低いほど腎臓の機能が悪い）

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合

	令和元年度	令和2年度 (10月末まで)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	10.4%	13.1%	12.9%以上
協会全体	10.5%	—	12.9%以上

参考（インセンティブ）令和元年度実績

【指標4】医療機関へ受診勧奨を受けた
要治療者の医療機関受診率

インセンティブ順位

8位

(4) コラボヘルスの推進（「やまがた健康企業宣言」事業を通じた加入者の健康維持・増進）

※参考資料3 分野2 - (5)

令和3年度の主な施策

【健康宣言事業所数の拡大】

- 山形県や市町村、経済団体等の関係機関と連携した広報活動等を行うことにより、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。

【健康宣言事業所における取組支援の強化】

- 「事業所健康度診断票」による事業所単位での健康・医療データの情報提供や、外部事業者等を活用した事業所訪問型の健康づくりセミナーの提供等により、健康宣言事業所における健康づくりの取組みに対する支援を強化する。
- データヘルス計画に基づき、健康宣言事業所のうち規模が大きい建設業の事業所などに対して担当の保健師を配置し、健康づくりのサポートを行う。

令和3年度KPI

- **【新】**やまがた健康企業宣言事業所数を1,300事業所以上とする

今年度の取組状況

【宣言事業所数の拡大に向けて】

- ラジオや新聞紙面を活用した健康宣言事業所の取組事例紹介
- 昨年度作成した宣言事業所認定ロゴマークを使用した事業周知広報
- テレビCMでの事業周知広報

【取組支援の強化に向けて】

- 事業所毎の健康リスクを見える化した「事業所健康度診断票」を配付
- 事業所の宣言事項取組み状況把握のためのアンケートを実施
- 事業所の健康づくりサポートのための事業所訪問型セミナーを実施



(5) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ※参考資料3 分野2 - (6)

令和3年度の主な施策

- ホームページやメールマガジン、本部より提供される動画等を活用したタイムリーな情報提供、納入告知書同封チラシや広報紙を活用した定期的な広報等により、わかりやすく丁寧な情報発信を行う。
- テレビ・新聞などメディアへの発信力を強化するとともに、県や市町村、関係団体と連携した広報を実施し、幅広く情報を発信する。
- SNSやWebを活用した効果的な広報の実施方法を検討する。
- 健康保険委員向けの広報誌の定期的な発行や研修会を実施し、委員活動に必要な情報提供を行う。

令和3年度KPI

- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.1%以上とする

今年度の取組み状況

【加入者の事業内容の理解に向けて】

- 認知度が低い分野(限度額適用認定証・インセンティブ制度)の広報の強化
- 有料広告ではなく“ニュース”として報道してもらうことにより訴求力を高めるため、支部事業内容等のプレスリリースを毎月実施

【健保委員委嘱事業所被保険者数割合の向上に向けて】

- やまがた健康企業宣言との同時勧奨の実施
- 新規適用事業所向けに、協会けんぽ事業内容の案内に加え委員への登録依頼の実施
- 健康保険事務に役立てていただくための健康保険ガイドブックの作成・配付

健康保険委員委嘱者数の推移



健保委員委嘱事業所の被保険者数割合

	令和元年度	令和2年度 第2四半期末	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	51.68%	52.47% (19位)	51.8%以上
協会全体	42.26%	43.59%	43%以上

(6) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

※参考資料3 分野2-(7)

令和3年度の主な施策

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果をお知らせする「軽減額通知」を年2回実施する。
- ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局等に対し個別に働きかけを実施する。
- 県や自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い乳幼児・小児層の保護者に対する周知広報を実施する。
- ジェネリック医薬品希望者の切替意思を、本人に代わって医師等に伝達することにより、医師等と本人との話し合いの機会を創出する。

令和3年度KPI

- 協会けんぽ山形支部のジェネリック医薬品使用割合 (※)を対前年度以上とする
※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

今年度の取組み状況

【ジェネリック医薬品使用割合の向上に向けて】

- ジェネリック医薬品の使用割合の低い医療機関や薬局へ訪問による切替勧奨の実施 (R2.6~8月)
- ジェネリック医薬品の使用割合が高い医療機関・調剤薬局へ受診している方のうち、ジェネリック医薬品を使用していない方に対する切替勧奨を実施 (約2,000名)
- 医療機関及び薬局へジェネリック医薬品使用状況などの分析資料を配付するとともに、ジェネリック医薬品使用実績リストをHPに掲載 (R2.4月、11月)
- 小児層のジェネリック医薬品への切替を促進するため、ジェネリック医薬品やこども医療制度の仕組みを説明したチラシの配付を市と連携して実施 (山形市、酒田市)

ジェネリック医薬品使用割合

	令和元年度 (R2年3月診療分)	令和2年度 (8月診療分)	(参考) 令和2年度KPI
山形支部	82.4% (4位)	82.7% (4位)	82.8%以上
協会全体	78.7%	78.9%	80%以上

参考 (インセンティブ) 令和元年度実績

【指標5】後発医薬品の使用割合

インセンティブ順位

7位

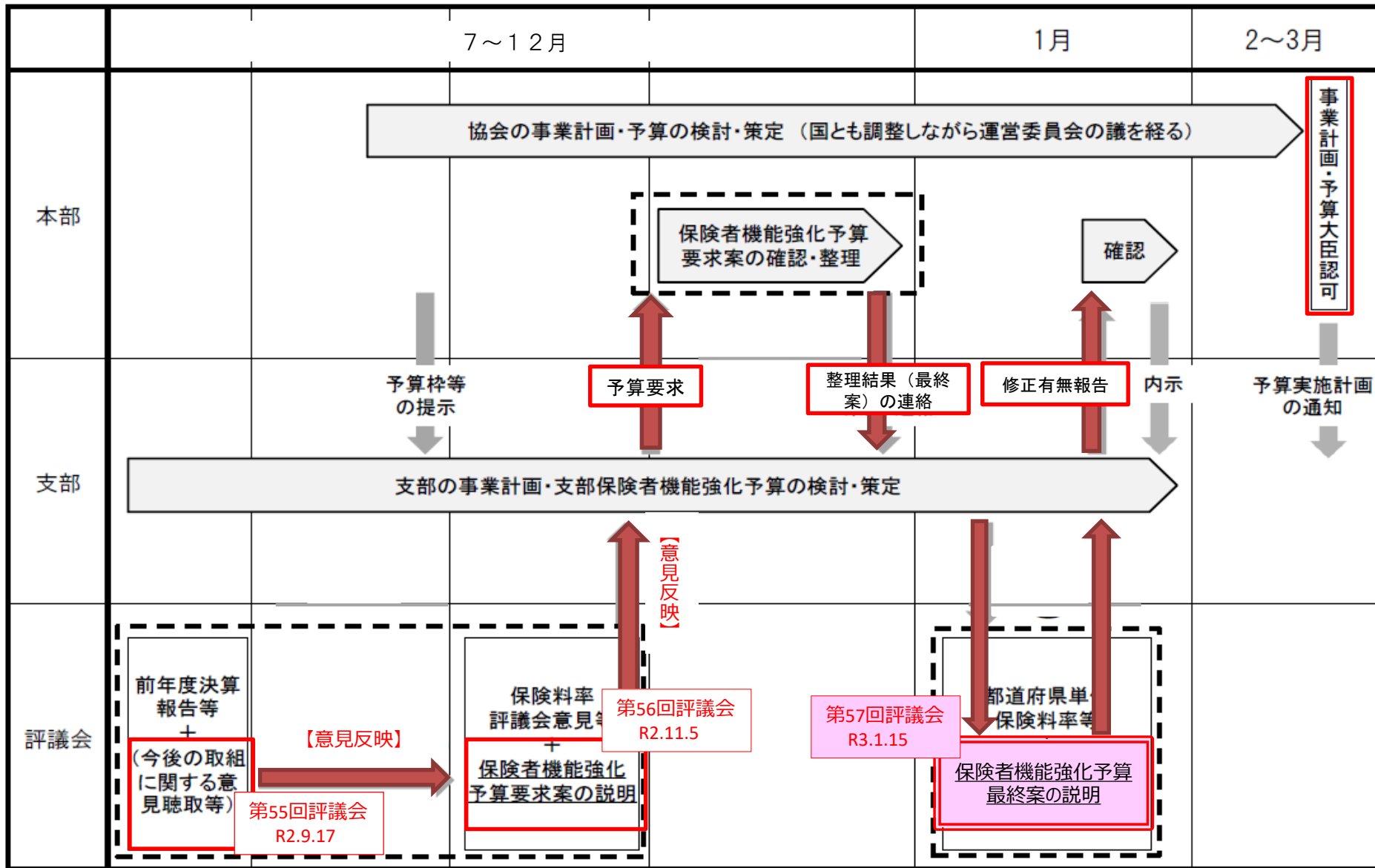
3. 令和3年度山形支部保険者機能強化予算（案）

【第56回評議会において議論いただいた内容からの変更点】

◆ 支部保健事業関係予算＞ その他保健事業（コラボヘルス）経費
11,824千円 → 11,384千円 に減額

〈理由〉 コロナ対策としてのDVD一本当たりの金額を減額修正のため
DVD購入費 880,000円→440,000円に変更

令和3年度 支部保険者機能強化予算策定スケジュール



令和3年度 支部保険者機能強化予算(案)の議論でいただいた主なご意見

No.	事業	ご意見	ご意見に対する支部の検討結果等
1	広報関係	<p>新型コロナの影響による運動不足等で、健診結果数値の悪化が懸念される。</p> <p>運動不足解消のための動画配信などのPR対策は検討しないのか。</p>	<p>本部による動画配信などが予定されているため、支部としての実施は見送る。</p>
2	広報関係	<p>広報媒体として、新聞紙面では若者層に伝わらないのではないかと。</p> <p>SNSやWEBを使った広報も実施したらいいのではないかと。</p>	<p>適する広報媒体は、年齢層によって異なる。</p> <p>若年層・・・テレビCM、SNS、WEBによる広報が有効</p> <p>壮年層・・・テレビCM、新聞紙面による広報が有効</p> <p>本部により、全国統一の事業については、SNSやWEBを使った広報も実施することとしているが、支部については経営者層や事務担当者向けの内容を計画しているため、来年度については今年度同様テレビCM、新聞紙面を使った広報を中心に実施する。</p> <p>一方で、来年度以降に効果的なSNS・WEBを使った広報を実施できるよう、内容や手法の検討を行う。</p>
3	保健（健康づくり）事業	<p>山形県の血圧リスクが全国でも高いことは周知の事実であるが、それに対する対策が講じられていないように感じる。</p> <p>もっと、減塩のための詳しい情報を提供するなど、事業を展開するべきではないかと。</p>	<p>山形県や保険者協議会等も巻き込んだ、県民運動を実施しなければ血圧リスクの改善は難しいと思われるため、関係部署への働きかけを今後一層強化していく。</p> <p>令和3年度においては、全事業所に向けた減塩のための情報提供を新規事業として実施していくこととする。</p>

1. 支部医療費適正化等予算

			(千円)	
事業名	目的	用途	予算額	備考
お薬手帳携行率向上に向けた取組み	重複投薬・禁忌服薬の防止、お薬手帳一冊化による医療費の適正化	お薬手帳カバー等の作成	2,640	
ジェネリック医薬品未切替者に対する医師等への切替意思の伝達代行	ジェネリック医薬品使用割合の向上	自らはジェネリック医薬品への切替が申し出しづらい方に対し、本人に代わって医師に対し切替の意思をお知らせする。	182	
小児に対するジェネリック医薬品使用促進	小児におけるジェネリック医薬品使用割合の更なる向上	自治体と共同で「こども医療制度」の周知及びジェネリック医薬品についてのチラシを作成し、こども医療証更新時に同封してもらう。	1,155	
ジェネリック医薬品未切替者に対する切替勧奨	ジェネリック医薬品使用割合の向上	ジェネリック医薬品への切替を促すパンフレット等の作成	429	
医療費適正化対策経費 合計			4,406	
紙媒体による広報（広報誌等）	協会けんぽの事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> 納入告知書同封チラシ（毎月全事業所へ発送）の作成、健康づくりパンフレット、周知用ポスター等の作成 保険証の正しい使い方周知用パンフレット作成 	2,214	
フリーペーパーを活用した事業周知広報	新聞を購読していない家庭に対してのフォローとして、新聞以外の広報媒体（フリーペーパー）の活用	県内フリーペーパーへの協会けんぽ事業に関する記事（適正受診について）の掲載	1,343	
インセンティブ制度周知広報	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ制度の趣旨及び、内容の理解度向上 健康に関する行動変容の促し 	<ul style="list-style-type: none"> 県内地方紙へのインセンティブ制度に関する記事の掲載 全事業所宛にインセンティブ制度周知用リーフレットを配付 関係団体と連携した広報の実施 	2,998	
広報・意見発信経費 合計			6,555	
支部医療費適正化等予算 合計			10,961	

2. 支部保健事業予算（※主な事業を抜粋）

(千円)

事業名	目的	用途	予算額	備考
健診年次案内関係の印刷業務	被保険者・被扶養者 健診受診率向上	年度初めに送付する年次健診案内のため のパンフレット等の作成	2,033	
健診機関へのインセンティブを付与した 勧奨業務委託	被保険者・被扶養者 健診受診率向上	健診機関ごとに目標値を定め、目標を 超えた部分に対しインセンティブを付与す ることで件数増を図る。	10,570	
生活習慣病予防健診未受診者に 対する個人勧奨	被保険者 健診受診率向上	生活習慣病予防健診の利用がない事 業所の従業員に直接利用勧奨を実施 する。	732	
健診機関による事業者健診 結果データの取得勧奨	事業者健診結果データ取得率向上	健診機関に対し、事業主に周知するチ ラシを作成し、事業者健診結果データ 取得を委託する。	259	
冬季集団健診の実施	被扶養者 健診受診率の向上	市町村の集団健診を受けていない被扶 養者に対し、無料の集団健診の機会を 作り勧奨する。	1,788	
特定健診未受診者に対する 受診勧奨	被扶養者 健診受診率の向上	毎年を受診していない被扶養者に対し、 毎年を受診への動機づけを行う文書を 発送する。	1,232	
特定健診受診券（セット券） の随時発送	被扶養者 健診受診率の向上	新規に加入した被扶養者を毎月抽出し、 健診受診券を送付する。	440	
米沢市と連携した 特定健康診査受診勧奨 ガイドブックの作成	被扶養者 健診受診率の向上	健診受診率の低い米沢市と連携し、健 診ガイドブックを作成し、受診勧奨を実 施する。	132	
その他	—	—	1,205	
健診経費 合計			18,390	

(千円)

事業名	目的	用途	予算額	備考
健診機関による特定保健指導の強化	被保険者・被扶養者 特定保健指導実施率の向上	健診機関に対し、特定保健指導終了件数の前年度超過分に応じたインセンティブを付与し、実施を強化させる。	957	
被保険者特定保健指導の推進	被保険者 特定保健指導実施率の向上	健診日当日に実施する特定保健指導を拡大するため、事業所に対し周知広報を実施する。	378	
保健指導機関委託費 (システム対応できない分)	被保険者 特定保健指導実施率の向上	自社の保健師による保健指導を実施している事業所へ委託費を支払い、保健指導データの提供をうける。	1,989	
保健指導中間評価時の血液検査費	被保険者・被扶養者 特定保健指導実施率の向上	保健指導中間評価時に、血液検査を実施し変化を確認する。	3,300	
その他	—	—	639	
保健指導経費 合計			7,263	
生活習慣病の重症化予防	生活習慣病の重症化を予防する	健診結果から受診が必要な方を対象に、本部からの一次勧奨の他、支部から電話及び文書による二次勧奨を実施する。	145	
重症化予防経費 合計			145	

事業名	目的	用途	予算額	備考
健康経営に取り組む事業所の拡大 及び宣言事業所に対するサポート	「やまがた健康企業宣言」事業の普及促進 (健康経営への取組み促進)	事業所訪問型の健康づくりセミナー、新聞 等を活用した広報、パンフレットの作成	11,384	【健康づくりセミナー】 個別視聴可能なDVD購入 (当初予定) 110,000円/本×8本 (変更後) 55,000円/本×8本 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">440,000円の減額</div>
県内全域の建設業事業所に 対する広報の実施	医療費の抑制 (データヘルス計画)	県内全域の建設業事業所に対し、健診 受診や重症化予防についてのチラシを作 成し送付する。	519	
メタボリックシンドローム 再流入者の抑制	医療費の抑制 (データヘルス計画)	前年度の健診結果で「特定保健指導」に 該当した方に、次の健診までに生活習慣に ついて注意喚起を促すためのチラシを作成 し送付する。	342	
減塩に向けた広報の実施	山形支部加入者の血圧リスク保有者 の低減を図る	山形支部加入者の血圧リスク保有者を 減少させるため、減塩のための具体的な 情報を掲載したチラシを作成し、配付する。	2,013	
その他の保健事業（コラボヘルス等）経費 合計			14,257	
支部保健事業経費 合計			40,055	